

平成30年度 第2回函館市いじめ防止対策審議会
会 議 記 録

- 1 日 時 平成30年10月12日(金) 15時30分～17時00分
- 2 会 場 函館市役所 教育委員室
- 3 出席委員 加賀重仁, 紺田 智, 佐藤美和, 干山 毅, 伊藤繁子,
川合裕紀子, 越橋理恵, 松浦まどか, 伊藤詠子, 深山恵子,
熊本 淳, 計11名
- 4 欠 席 者 長村幸浩, 多田直人, 中村吉秀, 箭原信継
- 5 発言の要旨

事務局
(永吉指導主事)
出席委員

- 会議の公開について確認
- 異議なし。

事務局

- 開会
- 多田委員, 中村委員, 長村委員の欠席を報告

辻教育長

【挨拶要旨】

- 日頃から函館の子どもたちを豊かに育てるために様々な観点からご尽力をいただき感謝申し上げます。
- 本日のテーマは重大事態についてである。重大事態はあってはならないことであり, そうした事態を未然に防ぐために学校は最大限の努力をしているわけであるが, 全国を見渡すと, 時折そうした事例が取り上げられる。いずれにしても, 私共, 設置管理者である教育委員会と学校が十分に機能していれば未然に防げていたものも多々あるのではないかと推察する。そうした観点に立ち, 皆様方のような外部の方の目ということがとても大切なものであると考えている。
- 本日は皆様方からもご意見をいただき, 万が一, あってはならないことであるが, 本市においてそうした事態が発生したときにどのような対応をしていったらいいのかといったことについて参考にさせていただきたいと考えている。
- また, いじめに関しては未然に防止するということが何よりも大切なことである。報道でもすでに紹介されているが, 函館の小学校・中学校の子どもたち自身がスマホなどの情報媒体とどのように付き合っていたらいいのかということを手で考え, 市全体の宣言を自分たちで作成したというニュースがあった。そうした一つひとつの活動がまた未然の防止にも繋がっていくものと考えている。いずれにしても, 子どもたちの健全育成のためにお力添えをいただきたいと思っているので, 本日の審議についてもよろしくお願いしたい。

加賀会長

- お忙しい中の参加に感謝する。教育長からあったように, 本日は重大事態に対する協議もあるので, 積極的に発言し, 協議を深めていただきたい。よろしく願います。

事務局

- 辻教育長および沢田学校教育部長につきましては, 他の公務のため, ここで退席させていただく。
- それでは, 加賀会長に議事の進行をお願いします。

加賀会長

- まず, 議事1であるが, 議事録の公開についてである。

事務局

- 第1回の審議会において, 皆さんにお諮りする場面がなかったのだが, 当審議会の議事録は, 原則としてインターネット上で公開することになっているので, よろしいでしょうか。

(各委員了承)

- 加賀会長 ○ よろしく願います。事務局から何か補足はあるか。
- 事務局 ○ 内容については会長とも確認するが、各委員の皆様におかれましては公開されることも踏まえつつ、引き続き所属団体のお立場から積極的な発言をいただきたい。
- 加賀会長 ○ それでは、原則公開するということとするのでよろしく願います。それでは、配付資料について事務局から説明をお願いする。(配付資料確認)
- 事務局 ○ 審議を進めながら必要な部分について確認する。
- 加賀会長 ○ それでは議事1(イ)函館市におけるいじめの状況について、まずは皆さんで実態を共有したい。よろしく願います。
- 事務局 ○ それでは資料1「平成29年度函館市のいじめの状況について」をご覧いただきたい。これは平成29年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査、および、平成29年度全国学力・学習状況調査児童生徒質問紙において、函館市の各小中学校のいじめの認知件数やスマートフォン等の所持率についてまとめたものである。傾向としては4点ある。
- ・1点目、いじめの認知件数については、平成29年度は小学校・中学校ともに横ばいとなっているが、その前年の平成28年度には大幅な増加があった。これは3年前から国からの通知を受け教職員による日常的な情報交流や、学校でのいじめ対策組織による組織的な判断等が行われ、子どもの様子を多面的に判断して積極的に認知が行われた結果であると考えられる。
 - ・2点目、スマートフォン等の携帯端末の所持率の増加に伴うネットいじめやネットトラブルの懸念である。平成27年度より函館市内の小学6年生の携帯電話・スマートフォンの所持率は50%を超えている。スマホ等については現在子どもたちの日常になくはならないものになっている状況を踏まえるとこれまでの持たない、使わせないという指導から、情報モラルなど使い方等について一歩踏み込んだ具体的な指導が求められていると感じる。それと同時に先生方においても情報モラルに関する専門的な知識が求められているところである。先程も話に出たが、先日、中学校生徒会協議会の生徒たちが中心となって案を作り、小学校生活指導研究協議会、小・中学校校長会、函館市PTA連合会等の総意をもって「函館市児童生徒スマホ・ゲーム機等利用宣言」が決定された。今後、これを基に、学校や子どもたちの主体的な取組が推進されることが期待される。
 - ・3点目は、自己有用感・自尊感情、あるいは学級の支持的風土などにも関連する質問項目「学校に行くのは楽しいと思いますか」に対して、「そう思う」と回答した児童生徒の割合が半数程度であることである。各学校においては、今後も引き続き、授業改善をはじめ、学級の支持的風土の醸成に向けた取組、道徳教育の推進などを展開し、全ての児童生徒が「学校に行くのは楽しい」と思うような教育活動を行っていくことが重要であると考えます。
 - ・4点目、函館市の子どもたちのいじめ等に対する、意識に関わって「いじめは、どんな理由であってもいけないことだと思いますか」という質問に対しては、「当てはまる」と回答した割合は小・中学校ともに8割を超えている。心の教育の推進の成果が少しずつ表れているものと考えますが、これらはすべての児童生徒100%を目指す必要がある項目である。今後も道徳の時間、各教科、行事など、教育活動全体で啓

- 発を行っていく必要があると考えられる。
- 次に2番の項目だが、いじめ発見のきっかけということで、全国の結果と同様にアンケートによる発見が最も多かったという結果になっている。学校教職員はもちろん、地域なども含めてあらゆる場面で子どもを見取っていくとともに、教育相談を充実させ多面的に子どもたちの状況を捉えていく必要がある。
 - そして3番目、いじめの対応についての項目だが、冷やかし、からかい、悪口、脅し文句等によるいじめが小・中ともにもっとも多くなっている。ここで、被害側と加害側の認識の違いがあるとするならば、日常の指導や道徳教育等を通じて、それらを克服していく必要があると考えられる。
 - 以上で、函館市におけるいじめの状況についての説明を終わる。
- 加賀会長
- ありがとうございます。今、事務局の方から平成29年度の状況について報告があったが、委員の皆様からご意見・ご質問いただきたい。
- 松浦委員
- 質問だが、3番目にあった「学校に行くのは楽しいと思いますか」のところで、一番下に「PTAや地域社会との連携が特色ある教育活動の継続をしていくことが大切であると考えられる」と書いてあるが、今現在どういう連携がとられていて、どんな特色ある活動をしているのか教えていただきたい。
- 加賀会長
- 他に質問はないか。
 - 事務局の方でとらえている状況などあれば。
- 事務局
- 地域社会との連携ということ言うと、五稜郭祭に中学生が器楽で参加をしたり、市で行っているマラソンなどにも応援演奏をしている。さらに様々それぞれの学校で地域行事への参加を呼び掛けている取組というものがされており、PTAの行事、PTAの保護者の方と一緒に、例えば地域の清掃活動を行っていることもある。
- 干山委員
- 函館市PTA連合会の干山です。市P連としてはこういう活動をしてくださいとかしなさいという指導は実はしていない。各単Pで、単Pというのは各小学校のPTA、中学校のPTAだが、学校が楽しくなることが目的ではないのかもしれないが、学校でよく行われているのがバザーである。バザーは親が子どものために準備をして、楽しんでもらうために、例えば何か、焼きそば作ったとか、くじ引きやったとか、ゲームをやるといったことを、学校を使って行う。みんなに学校に来てもらって、そこで楽しんでもらうということを主な行事としてやっている学校というのが非常に多い。それで、そのバザーも実は、地域の人も来てもらって、公開している。そういう地域絡みの活動をやるというのが主な取組だと思う。あとはそれぞれ学校の中で読み聞かせのボランティアをPTAがやったり、花壇の整備をやったりという、結構積極的に親が学校に関わることを推進していて、子どもの様子も学校に行くときも親も見られるので、その中でもっと学校はこうしたらいいんじゃないかと。今、コミュニティ・スクールが活発に活動をこれからされていくだろうなという中で、保護者と地域の人たちの学校への想いや意見が結構取り入れられるような形になってきているのかなと思うし、これからもっともっと盛んになっていくのかなと思います。今まだ未成熟な部分が結構多いと思うんですが続けていくことが大事なのかなと思って活動してます。
- 伊藤繁委員
- 私行ってた学校ではPTAが中心となって3年生の合格祈願のお餅つき大会とか、PTAが中心となってやったり、あと子どもたちがボランティアでごみ拾いとか海岸の清掃とかそういう地域貢献というか、そういうことはやっててひとつ良いことかなと、すごくこのPTAさんが長

年ずっと歴史あって、受験頑張ろうとって、校内でみんなで蒸かしてお餅ついてっていうところでは結構楽しい行事になってたのではないかなと思う。

加賀会長

○ ありがとうございます。少し大雑把な話をさせていただく。今、委員の方からPTAとか地域社会との連携ということで発言があり、いろいろな取組があるが、その前に例えば学校の立場で言えば、授業改善という言葉とか学級の支持的風土の醸成とか道徳教育とかそういう言葉が並んでいる。函館市の学校が今、主には今年度からコミュニティ・スクールということで、大方の学校がもう今年度から取り組んでいるが、その基になっているのが、これも学校の側からの言葉になるが、社会に開かれた教育課程といい、要は社会総がかりで子どもを育てていこうということである。そういった流れのひとつで、今それぞれの学校がコミュニティ・スクールということで取り組んでいるが、何か取り立てて行事的なことをやるということだけではなくて、学校と保護者や地域の方々が子どもの目指す姿を共有してどんな教育していこうかということをもとに考えて進めていくということが大切である。ですから、特に私は中学校なので、子どもが学校が楽しいということ、ちょっと言葉を変えると、子どもが学校生活に充実感を感じるということだと思うが、そういったことで学校の様々な取組と地域の様々な資源だとか、親御さんや地域の方々のハートの部分もひっくるめて多分これからもっともっと繋がっていくような、そういうことも増えていくのだろうと思っている。

伊藤詠委員

○ コミュニティ・スクールのことがちょっとよくわからなかったので、大体で教えていただきたい。

事務局

○ 小学校と中学校で9年間を見通して子どもを育てていこうという想いを共有し、9年間で育てる子どもの姿をその地域の小中学校で共有した上で授業の内容の繋がりだとか、子ども達との生徒指導の部分での繋がりだとかそういう部分を小中でまず共通したものを作り、そこに地域の方にもどんどん関わっていただいて、色々意見をいただきながら、より質の高い学校教育、教育活動を進めていくものである。
○ 今年度およそ市内の7割ぐらいの学校・小中学校でそれが導入される見通しで、来年度31年度にはほぼ全ての函館市内の学校でコミュニティ・スクールという形が出来上がって、小中連携がもっと進んでいく。9年間を見通して子ども達を育てていく教育活動が地域ともさらに繋がり深めながら進めていくという形で、今、進んでいるところである。

加賀会長

○ それでは(2)に移る。いじめの重大事態についてということで、先程、教育長のお話もあったように、あってはならないことだと思うが、しっかりと審議を進めていきたいと思う。それでは事務局の方から説明をお願いします。

事務局

○ 資料の2、および3をご覧ください。資料2は資料3の概要をまとめたものであり、主に資料2を見ていただければと思う。
○ 先程教育長からの話にもあったが、いじめの重大事態については、いじめ防止基本方針にも記載されている。
○ 一つ目は「いじめにより児童生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められたとき」ということ、もう一つは「いじめにより児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められてる時」がそれにあたりとされている。資料3のガイドラインの中では、略称として、前者を「生命・心身・財産重大事態」、後者を「不登校重大事態」と呼んでいる。重大事態発生時の対応については、資料2の概要についてまとめた資料の3ページに函館市の対応の流れのイメージ図を載せている。

- 重大事態にあたるかどうかは、第一義的には学校が判断することになる。学校のいじめの対策のための組織等で組織的に認知した場合には、学校から市教委に報告し、市教委から市長に報告を入れることになる。その後、重大事態ということであれば函館市教委が調査の主体を判断する。調査は、学校が主体になる場合と教育委員会が主体となる場合がある。資料4の「不登校重大事態に係る調査の指針」の中では、不登校重大事態においては学校復帰が目的になることから、学校が主体となるのが原則とされているという記述もあるが、函館市においては、教育委員会が主体となることを想定して体制を整えている。この教育委員会が主体となる場合に調査審議を行うのが、この函館市いじめ防止対策審議会の調査部会となる。
- なお、対策部会、調査部会の構成については第1回で教育指導課長から委員の皆様を紹介した際に、お伝えしていたが、手元の資料の委員一覧には特に載せていなかった。
- 対策部会は 加賀会長から松浦委員までの9名、調査部会は伊藤詠子委員から熊本委員までの6名となっている。部会長については、条例において、各部会に属する委員の互選となっているが、後日、調整したい。
- 調査について、詳しくは資料に目を通していただきたいのだが、重要なのは、調査の進め方および調査結果の情報提供に関する部分になる。
- 特に被害児童生徒および保護者から要望を聴き取り、しっかりと寄り添い、理解を得ながら進めることが重要である。
- 調査結果は最終的には市長に報告することとなる。
- さらに、市長が調査の結果について、必要があると認めるときはいじめ防止対策推進法に基づき、「函館市いじめ問題再調査委員会」に諮問を行う。
- なお、再調査を行う必要があると考えられる場合については、同じく資料2の3ページ、「ガイドライン」にその基準が示されているので、ご確認いただきたい。「再調査委員会」は調査の結果について調査・審議し、市長に答申を行う。
- 資料5のいじめの重大事態に係る事例をご覧ください。
 ケース45は自殺に至った事案で、「詳細な調査をしないまま「いじめの重大事態ではない」という判断を行った事例」である。
 ケース46は心身や財産に係る事態が不登校につながった事案で、「不十分な初動調査により、その後の事実解明が困難になった事例」である。
 ケース47は適切な対応を行ったと評価されている事案で、「初動で適切にいじめの重大事態として捉え、調査を実施し、被害者の支援を行った事例」である。(それぞれの事例について若干の補足説明)
- これらの対応の記述は、学校および教育委員会の対応として隠れた部分が多いが、再発防止という観点から調査に取り組むことも求められていることから、委員の皆様にもぜひ知って頂きたい事案である。
- 会長からもあった通り、重大事態が発生しないのが一番だが、該当する疑いのある事案があった場合には、日常からの学校との連携を基盤に迅速に対応することが重要である。市教委としてもアンテナを高くして対応して参りたいが、委員の皆様におかれても、資料等を読んで頂き、この用意した資料だけでは不十分だと思うが、有事の際には迅速な対応にぜひ御協力をお願いしたい。

加賀会長

- 重大事態が発生した時には、要は、今、事務局からあったが、資料にあるのが教育委員会のこととか学校のことほとんどなので、特に審議会で実際に調査を行うということになる場合の判断は教育委員会が行うということでもいいんですか。

事務局

- そういうことになります。

加賀会長

- この資料に載ってるのは、その前段で教育委員会が判断を誤ったとい

う例として捉えてよろしいか。

事務局

○ ケース45などは、詳細な調査をしないまま進んでしまったケースであるので、今、加賀会長がおっしゃったように、最初の調査を行うか行わないかの判断の部分で、そのまま処理したケースかと思う。ですから、その最初の報告を受けた段階で、学校が主体となって調査を行うべきなのか、この調査部会が動くべきなのかということについては、市教委が判断することになる。

寺本課長

○ 本日、その重大事態ということの一つ大きなキーワードとして協議を進めていくが、我々も経験がない。今年度、このいじめ防止対策審議会が発足したというのは、やはり、調査部会を設けたということが、函館市としては、非常に大きい部分があり、本当に起こらないのが一番だが、万が一発生した時に、今、加賀会長からあった通り、委員の皆さんもご自身がどのように動けばいいのかということが、なかなかイメージ出来ないと思われるので、3回目まで含めて、ある意味イメージをもって頂けるような模擬的な会議を開くことを構想をしている。ですから、今年度の中で、調査部会の委員には、万が一重大事態が起きた時に、このように動けばいいんだということを3回目の会議の際に行うこととし、もしかすると3回目は調査部会で、それ以降に対策部会、のように別々に開くこともふくめて考えていきたい。そのようなことで進めながら、今年度の中で調査部会としての動きをイメージを少しでももって頂けるように、この後の運営を進めていきたいと考えている。我々も一緒に、どのように動くのかということ調査研究しながら、進めていきたい。

加賀会長

○ 今日配付された資料も、結構膨大なもので、今、全部読み込むのはちょっと難しいかと思うが、今、事務局から話があったように、まずはその重大事態ということ想定して、どんな風に動いたらいいのかという具体については、また改めて、できれば委員の皆さんには今日配付された資料をちょっと時間を取って頂いてお読み頂きながら、次回集まったときに、それぞれの見方なども共有しながら、何度も言うが、本当はなければいいのだが、万が一の時にきちんとその対応ができるようにということやっていきたいと思う。今の時点でいかがか。委員の皆さんから、次回に向けてということで、こんなこと、今聞いておきたいというようなことは何かないか。

干山委員

○ 2点ある。まず1点目だが、このケース45の資料を見ると、自死した翌月に学校がアンケート調査をしたが、アンケート調査の結果、いじめの事実が出てこなかった、となった。その後にご遺族が教育委員会に調査して下さいと言って、教育委員会がどんな調査をしたかということ、学校のアンケートを見たらいじめの事案はなかった、と記載されているということは、アンケートの結果を盲目的に信じてしまったということ、そこが非常に重要だと思う。正直な話をすると、子どもは嘘をつく。大人も嘘をつくが、もちろん自分のマイナスなことは、たぶん書きたくないと思うし、記名式でやったのか無記名でやったのかということも色々あると思うが、アンケートを取ったということで、納得をしてしまったという、その段階で、もう間違っていると思う。だから、その辺の取扱いなどもふくめ、どのタイミングでアンケートが本当に必要なのかといったところから、考えるべきなのかなと思う。

○ それともう一点だが、発生後の対応として、ケース46の資料を見ると、学校も教育委員会もこれを見ると弱気で、金額が把握できてないから調査はできない、学校としては調査できない、警察にお願いしようかな、という雰囲気である。教育委員会の方も重大事案ではないから、学校頼むよと言っているような、結構押し付け合っているような感じになっている。学校と教育委員会の連携が全然取れてないことが、この資料を

見ると垣間見える。要は、重大事態が起こったからといって、何かマイナスになると捉えるのではなくて、それをどうやってうまく解決しようかという、もっと前向きな意見を出し合っていくべきだと思う。教育委員会というのは、あくまでも学校の感覚というか、指導するだけのところではないはずなので、そういう部分では連携して一緒にやっていきましょうというパイプをもっと太く繋いでいってくれば、こういう事案も結構防げたのかなと思った。だから、こういうケースはすごく大事で、何がまずくて、どうやったら解決できるかということが、結構はっきり見える場面も多いので、じゃあそれを解決して次どうするかということを考えるのが、これからだと思った。だから、もうちょっとケース、事例を多く出していただき、もうちょっと見たい、と思った。

事務局

○お送りすることとかそういうことも考えたいと思います。

伊藤詠委員

- ちょっとよろしいか。私、北海道の方のいじめの委員もやっていて、このあいだ札幌の方で全道の協議会があったので参加してきたが、具体的な事例というのは渡島の方ではないが、札幌なんかではやっぱりたくさん事例があってそれを聞いてきたので、札幌の方ではこういう感じですよということをお伝えしたい。
- まず、このいじめの重大事態のまず把握の所だが、生命・身体・財産重大事態というのは、例えば、遊具から子どもが落ちちてちょっと骨折したりする事態もあるが、そういうことも一応、重大事態ですよということで報告する。明らかにいじめによって発生したのではなく一人で遊んでる時に落ちちたとか、そういうものについては、事前の審査の所で弾くんだけれども、とりあえず、そういう事態が発生した時とか、不登校30日になった時には、審査をして、調査の結果、結局いじめに起因するものじゃなかったって判断されているものも半数程度ありますという様な統計だった。だから、やっぱりケース45とかもそうだが、調査委員会を設置する前にいじめかどうかを教育委員会とか学校の方が調査するのではなくて、逆に、その怪我したとか、例えば、30日以上の不登校があるとなった時に明らかにいじめに起因するものじゃないとか、親が行かせないとか、そういう事情があるもの以外は調査を開始することにして、後は調査委員に任せるという方法もあり、札幌の方なんかはそうしているようだ。
- ただ、やっぱり函館だと委員6人しかいないので、そういった件数が何件も出てくると、ちょっと委員の負担が大きいので、そこは検討した方がいいかなと思われる。振り分けの所は、学校さんなり、教育委員会さんの方で、担当の部署の中で、最初振り分けして頂くか、あとは、最初はこういう感じですみたいなペーパーを作って頂くといった作業になるのかなと思う。そういうマニュアルがあればいいのかなと。あと、調査を立ち上げた時もそうだが、ちょっと内容にも関わることだが、アンケートをしていじめの把握ができなかった時に、それからどういう調査するのかというのも難しい話だなんて思う。結局、調査委員会が立ち上がって、とりあえずアンケートやりましょうってなるが、アンケートで何にも上がってこなかった時に、じゃあ全員聞き取りを、といった話になってきますし、それなら、最初からアンケート取らないで聞き取りした方がいい。そこら辺のマニュアルを作りますかという話にもなるし、逆に6人で、全員聞くってすごい大変なので、そこまで求められてるのかなという感じで。ただ、おっしゃられるように、遺族の方では把握していたということで、たぶん普通は、一番最初に遺族から話聞くことで、そこで情報提供あればそれを基に調査するっていう流れになるので、これはやはり、遺族が把握しているのにそれをちゃんと取り上げなかったという所が問題かと思う。アンケート調査で全然いじめが出てこない時に、なかったって出してしまってもしょうがないのかなってことは思って、そこはまた、何て言えばいいか…、納得出来なければ、再調査

委員会の方に回すとか、ちょっとその辺のマニュアルみたいなものがあると助かるかなってというのは感じました。

- 加賀会長 ○ これ本当にたぶんケースによって、例えば、もう全国的にはものすごく、結構いっぱいあると思われる。例えば、その大きなことが発生して直後にすぐもう遺書が見つかったとか。で、いじめられて名前や学校のことを書いてあれば、そういう時に、学校も子ども達にも聞き取りしなければならない。即日。だけど状況考えると、本当に難しい。
- 伊藤詠委員 ○ 即日に子ども達に聞き取るってできるだろうかという。不安な気持ちはありながらも、実際には本当に聞き取りまでしなければならない。
- 伊藤詠委員 ○ 実は、そこもなのだが、聞き取りをどこまでやるかになってしまいが、例えば、加害児童に学校の皆さんはすぐ聞き取るんですけど、それはちょっと、調査委員会からすると、やって欲しくない。
- 加賀会長 ○ そうですね。分かります。
- 伊藤詠委員 ○ やってませんと言って逃げてしまうので、
- 加賀会長 ○ 分かります。
- 伊藤詠委員 ○ で、否認が固まってからになるから。だからやっぱり、あまり聞き過ぎないというか、初動は、聞きすぎない、そこら辺はマニュアルである。
- 加賀会長 ○ 弁護士というお立場での今の発言というのは、私、とても重いと思う。私達は、とにかくやらなきゃだめだと、どうしても思ってしまう
- 伊藤詠委員 ○ そのとおりで。先生が気を回して、最初に全部聞いて下さるが、何かそれでかえって、進めにくくなってしまいう部分もあって、あまり聞きすぎないで欲しい、という面があった。
- 加賀会長 ○ 例えば、命を落とすような事案があった時にアンケートで済ませるということは、たぶん私はないだろうと思う。
- 伊藤詠委員 ○ ただ、アンケートをやること自体についても、どうなのか。調査委員会がやるので、学校が先にやってしまうというのは…。
- 加賀会長 ○ そこは、教育委員会が一応判断するっていうことになっているので、それこそすぐに遺書が出てくるようなケースだとか、そういう時にきくと、教育委員会からこうやろう、となるのだと思う。
- 寺本課長 ○ 主体がこちらになるかというのは、状況から教育委員会が判断する。今、加賀会長さんがおっしゃったような遺書が見つかったっていうようなケースであれば、これは調査委員会の動きになるだろうと思う。
- 伊藤詠委員 ○ アンケートについては、書き方などもある。
- 加賀会長 ○ そうですね。
- 伊藤詠委員 ○ そこで学校側ですっと持ちちゃうといけないかなという所がある。やはり、いじめに起因してるかどうかという所を皆さんは知りたがるというか、確定してからじゃないと教育委員会に言ったら申し訳ない、のような所があるようだが、そうではなくて、逆に、やはり明らかにいじめによるものじゃないとはっきりしているもの以外は報告することでもいいのかなと思う。

- 加賀会長 ○ 確かに、資料の2を見ると、重大事態の取扱いについては、1の(2)の重大事態の取扱いについては、疑いが生じた段階で調査を開始しなければならないこととということがある。これはなかなか判断難しい所だと思うが、確かにその今、事務局から出たような、こういった事例にならないようにしなければいけないので、そういう意味では、やっぱり今、伊藤委員がおっしゃったような考え方は一つ大事だと思う。だから、マニュアルはマニュアルで大切かもしれないが、やはり重たく捉えるということは絶対必要である。
- 越橋委員 ○ 今のことに関連して、学校側の危機管理という面からのお話は、とてもよく分かって、私も、本当にこれはもう重大な事案だとなる前の段階で、事故防止のヒヤリハットみたいなイメージで、本当の重大な事案になる前に、なったかもしれないことをどんどん上げてもらうと、一市民としてはより安心というか、そういう情報も学校は隠さないで、オープンにしてるっていうか、情報共有してるんだという感じは受ける。今の話を聞いていて。
- 加賀会長 ○ ある程度、取り組みだとか、先程事務局から出たようないじめの実態だとか、そういったものがもう少しこう広く市民にちゃんと知られた方がいいということだと思う。
- 越橋委員 ○ これは重大だから、じゃあ、と動き出すのではなくて、札幌の例を紹介して頂いたように、芽かも知れないという段階での情報共有をしてるのだという仕組みの方が安心できるなど、お話を聞いていて思った。
- 伊藤詠委員 ○ 児童虐待でも、通報も、恐れがある時に通報して、結局、虐待じゃなかったですよ、もういいですよっていう風潮になってきている。重大事態も、一応は報告しといて、調査していじめによるものじゃなかったねと。そういうような感じでいい。
- 加賀会長 ○ 要するに、見方である。心持ちというか、やはり、そういう子ども達の生活の中で起こる様々な事案・事象を丁寧に見取っていくこと。それはとても大事な視点である。教育委員会も少し忙しくなるかも知れないが、学校としての考えもあるので、少し難しい所もありながらも、今、委員から出たような、そういった子ども達の生活に対する見方を丁寧にしながら、できるだけお互いの意思の疎通を図っていくことが大切である。越橋委員からもあったが、ちゃんと学校と教育委員会のパイプを繋いでおかないことには、どうしようもないので。
- 越橋委員 ○ そうですね。
- 寺本課長 ○ 先程、干山委員からもあったが、本当に教育委員会として、本当は起こって欲しくないことだが、いつどこで起きるか分からない中、その時には及び腰にならずに、先程あったように、そういう姿勢で臨んでいかなければならないことだと本当に強く思っている。
- 加賀会長 ○ 次回また、具体的なイメージがもてるような、シュミレーションができるような場面を準備していただきたい。
○ 心の準備をして頂けるようにすることが大切だと思う。
- 寺本課長 ○ その方向で検討したい。
- 加賀会長 ○ またその時まで、委員の方々にも、新聞などでは最近では意外と記事が小さく扱われるようになってきているが、注意して見ていただきたい。

インターネットなどでよく見てみると詳しく出ていたりもするのが、結構難しい問題を含んでいる。実際に聞き取りするのも、権限がある訳ではないので、保護者に了解して頂かなければならないはずである。そういう難しさもあると思うので、具体的なシュミレーションができるように少し皆さんで、勉強しなければならない。今後、やっていきたいと思う。他、重大事態について、いかがか。

越橋委員

○ まずは質問だが、事例集を抜粋して頂いているんですが、全体を見た時に児童生徒同士の事例がほとんどだろうか。学校関係者と児童生徒とかという事例はあるか。

事務局

○ 基本的には、いじめの定義で児童生徒と児童生徒との関係というのが定義の一番の基となっており、そのようなものは中にはなかったと思われる。ただ、経緯の中で先生の関わりなどが出てきているものはあったかもしれないが、全てを記憶してはいない。

越橋委員

○ ありがとうございます。実は、お時間を頂いて聞いて欲しい話がある。これがいわゆる自分がイメージしているいじめと直結はしないし、今は落ち着いている話だが、今年の夏ぐらいに小学校の高学年にお子さんをもつお母さんから直接聞いた話である。ただし、私はその現場には立ち会っていないのでそのお子さんが言っていることが事実かどうか確認はしていない。

○ ある小学校の担任の先生で、子ども達に死ねとかバカとか悪口を言うてはいけないと指導するのに、先生自身が何かあった時に子どもに対してそういう言葉を使っていることを、その子どもが、すごく嫌だと思っていた。その子どもは、担任の先生に言ってもダメだと判断して教頭先生に自分の判断で相談しに行った。そしてその後、何があったか分からないが、担任の先生がクラスの子を別室に一人ずつ呼んで、教頭先生にこういう話をしたかという聞き取りを、全員にしたという。その子どもはそれについて親御さんに相談した。その子どもは、先生の態度は変わらないが、ただ先生にそういう言葉を使うのが嫌だということ、分かって欲しいだけなんだと。しかし、何か違うことになってきた、お母さん大変だ、助けてということになった。親御さんがこれは学校の先生と相談しなければということで、学校に出向いて教頭先生や校長先生とお話をされて、今は落ち着いているという。そういうことが、実際市内の小学校であった。あったということを聞いた私が、その先生をどうこうしたいとかっていうのではないが、子ども達にしてみたら絶対的な力のある担任の先生からそういう対応をされると、どうにもできなくて、高学年なりに一生懸命考えてこういう行動を取ったんだ、という話として私は聞いたので、これは皆さんに聞いて欲しいと思い、今日お話しさせて頂いた。私はそういうことが実際起きたんだと認識しているが、そういうことも起こりうる、起こっている、そういう可能性もあるということをお伝えしたかった。

加賀会長

○ 親御さんは学校で、校長先生・教頭先生とはお話されているんですね。

越橋委員

○ されてます。

加賀会長

○ とても残念だなと思う。私も校長なので、職員を監督する立場として、実際に保護者からそういったことがあれば当然、指導しなければならないし、指導をした後、その先生の状況をさらに把握することも必要である。それからもっと大事なことは、そういう先生が一人で勝手にそういうことができないようにすること、つまり、少し言葉は悪いが、学校が組織として、やっぱり取り組めるようにしていくことが、管理職のすごく大事な仕事である。残念ながら、たぶん校長先生・教頭先生が分から

ないことも多分にあるので、それぞれ先程言ったように、コミュニティ・スクールというのは、社会総掛かりで、皆で子どもを育てていこうということなので、そのコミュニティ・スクールの中で、運営協議会っていうのが設置されているが、不安に思った親御さんや子どもが、遠慮しないで、直接、運営協議会の委員の方に相談をするということがあってもいいなと、聞きながら思っていた。学校の先生には言いにくいけど、そういう人達にも話しても構わないんだということは、ちゃんと皆さんに知らせなければだめだと、今、思って聞いている。やはり学校は、閉ざされた場所ではないはずなので。

○ 発言、ありがとうございました。

教育委員会も今きっと、今後の指導のこと考えていると思う。

干山委員

○ そういう事例はある。私の知っている所でも2件ほどあった。市内のPTA会長から、私の身近な所でも話を聞く。例えば指導者、先生による今で言うパワハラというのか、体罰であったり、暴言だったりっていう話も聞くこともある。それはもう私は一保護者の立場なので、保護者としてはどうすることもできない部分があるので、学校の組織の判断というか、組織の中でうまくやってくださいというしかないが、やはり子ども達にはおまえ達安心しろっていうのが親の立場ですから、そのぐらいしかできないのかなと思うが、これからいい方向にいけばいいと思う。

加賀会長

○ ぜひ、運営協議会を使っていただきたい。

干山委員

○ はい。

加賀会長

○ 運営協議会の大事な役割の一つに、校長先生の経営方針を承認をするっていうのがあるんですね。とても大きな役割をもった会なんで、うんところ、関わっていった方がいいと思います。ありがとうございます。他、ございませんか。

熊本委員

○ 今のお話も踏まえて、感想になるが、やはりケース会議が大事なのかなと思う。その理由に、先程のいじめがあった時にアンケートやるのかという話があったが、どういう聞き取りをやるかというのも含めて、まず何の為にそれをやるのかをしっかりと把握しないと、ただその場で思い付いた、まず聞かないといけない、まず全体把握しないと聞かないといけないことよりかは、何を目的に何を知りたいのかという所をしっかりと把握しないと、早く対応しても結局それは後々、後手に回ってしまったりとか、他にもっと必要な情報があったりとかということになる。まずはどういう情報を知りたいのか、把握しないと聞かないのかということをしっかり全体で共有する必要があると思う。

○ あとは、実際にこのケースを見ていてもそうだが、この事例集でも被害・加害と書いてあるが、確かに実際に何か取られたり、いじめられたりという被害があることもあるが、本当に被害・加害っていうのを明確に位置付けることできるのかとも思った。加害になっているけれども、実は(被害)と付けてもいいくらいの状況があったり、例えば、虐待を受けている子が実際に親から暴力されて、それで押さえつけられて学校に行くと、それを同じように暴力で、更に気の弱い子だったり、これしても大丈夫かなという子に、学習したことをそのままやる、とか。ここで書かれるのはたぶん手を出した子が加害になるのだろうが、実際はもしかしたら被害者かも知れないと思った。実際にここに事象が出るような場合に、それまでにどういう経緯でそれに至ってるのか、あとは、子どもの養育歴から見ると、あっという間のことかこういうふうにつながっているんだなと、ヒントだったり答えがあったりする場面があるということもある。勤め先で感じるが、何かあって調査する時も、どういう調査が必要なのか、あとは調査方法もしっかり見極めていかないと聞けないの

かなと。あとは子どもの具体的なケースが起きた時に、例えば、被害児童と加害児童の聞き取りとかアンケートも一つの方法だとは思いますが、実際そのケースの解決というか、ゴールをどういう所に求めるかによって、たぶん方法も変わってくると思うので、その中で子どもの今までの生育歴とか、例えば、虐待が今までの生育歴の中であったのかとか、あとは子どもの発達の課題があるのか、発達障害があったりとか。発達の課題でASDがあったり、あとは例えば、吃音もあってコミュニケーションちょっと取れなかったとか、そういう過去があったとか。あとは、もう一步踏み込んで見ると子どもの心理検査っていうか、その発達検査の中でどういう特徴があるのかっていうところも関係してくる。IQの数値だけでは決めれないが、その中で例えば、実はボーダーラインだったと、なかなか学習するの難しいことであるなど、色々なそういう理由が今までの生育歴とか、そういう情報で隠されていると思う、僕達もこの調査の中で、そこまで踏み込んで把握していいのかどうかというのを検討して頂ければ、と思いました。

加賀会長

○ ありがとうございます。今の熊本委員の発言、やっぱり、いじめ問題のとっても難しい根深い部分である。加害・被害という関係の問題とか。確かに今言ったように子どもの背景っていうのは様々なので、そういった所に私達もしっかり目を向けながら、重大事態が発生した時にどういう側面から調査をしていくかということ、たぶんその限られた時間の中で、相当に深く議論しなきゃいけないと思う。そういったことも含めて、やはりきちんとこの審議会の中でシュミレーションが必要だと、今話聞きながら、また感じ取ることができた。本当にありがとうございます。他、ございませんか。

伊藤繁委員

○ 私もおっしゃる通りだと思う。加害・被害っていうのは、本当に子どもにとってはとても大事なことなので、発達の過程でやっぱり、家庭が、お母さんにいじめられたり、虐待を受けたりするって、それが当たり前だという所が子どもの中にあたりして、それを表現するのはやはり学校の間とか、そういう集団の間であるので、それを一概に加害と言っていいものかという所もある。また、その子がいいこと、いいものをもってっていうこともあり得るので、そういうこともやっぱり前提として考えれば、やはり加害者と被害者と分けるのは、私も何となく、やはり良くないなっていうのはある。

○ 今、本当に発達障害っていう、自分でいじめてるっていうことが全く分からず、これがいじめなのか、これが人を傷つけてることが分からないが、ちゃんとお話ししていくと分かるという子も結構増えてて、心と体のバランスが何か崩れてる、バランスが悪くなってると感じる。そういう成長段階の問題もあるので、やはり難しいなというのは私もよく感じている。だから、学校の中で本当に先生方もそうだし、養護の先生もスクールカウンセラーの先生もそうだが、子ども達により身近に接しながら言葉がけするとか、そういう対応をやっていくのが一番、子ども達が理解できる部分ではないかなと思う。先生方が忙しいから、なかなかそれは難しいかなとも思うのだが、そういう部分は多々感じられる。

加賀会長

○ ありがとうございます。他、ございませんか。

深山委員

○ 重大事態に対する対応だが、マニュアルももちろん大事だと思いが、やはりその事例、事例によってケースバイケースというか、すごく多くなってくると思う。そして、やはり小学生と中学生の事案では違うと思うし、内容によってもすぐ聞き取りをしなきゃならない事案もあるし、一方で被害を受けたとされる子の心身の健康が少し回復してから聞かなければならない内容とかもあるので、マニュアルは作っても、ある程度、流動的に対応できるようなマニュアルであって、そしてやはり重大事案

だからとかというのではなくて、重大事案であってもそうでない事案であっても、やはり真摯にその事案に向かって対応するという、そういうことが大事なんだろうと、日々相談業務に携わっていて感じる所がある。この3つの事例で成功してる例が一つあったが、それはその加害者と言われる保護者にも話を聞いている所がいいと思う。当人だけじゃなくて被害・加害・保護者にも広げて聞き取り、話を聞く所から、また見えてくることもあるのではないかなと、日々相談業務に携わりながら感じる所がある。

- 加賀会長 ○ ありがとうございます。なかなかやはり一筋縄ではいかないということがあると思う。やはり子どもの世界というのは本当に大人側から見える部分だけではないのだと、そういう難しさを、皆さん感じておられると思う。それぞれ本当に色々な面でお子さんに関わっている方が多いので、そういった意味ではやはり、この審議会そのものが、とても大事な場なんだと、今、お話を伺いしながら、改めて感じていた。
- 加賀会長 ○ それでは、事務連絡の方も若干協議が必要な部分が出てくるかも知れないので、アのいじめのリーフレット、それからいじめ等の問題について考える集会も合わせて、事務局の方から。
- 事務局 ○ まず、いじめ撲滅啓発用リーフレットについて。資料7に過去の26年度から29年度までのリーフレットを参考までに付けている。今年度もいじめ撲滅啓発用リーフレットを作成し、各学校・家庭・関係機関等に約2万枚の配付を予定している。これについては、過去のリーフレットを参考としながら函館の実態に即した内容構成をこれから考えていくこととなる。年度末の配付を予定しているので、ご意見を頂けたらと思う。
- もう一つ、いじめ等の問題について考える集会については、資料はない。いじめ等の問題について考える集会は例年行っているが、現在のところ、11月26日月曜日開催できればということで企画を練っている。今のところ、函館アリーナを会場として考えているが、市立の小・中学校の全校の代表児童生徒に集まってもらい、ネットいじめをテーマに今年度は協議を行えればと考え、検討を進めている。今年は先程も話題に出たが、ネットに関わる宣言を決定できたということもあり、宣言はいじめだけに係るものではないが、そういったものも絡めながら、ネットいじめをテーマにできればと現時点では考えている。詳細が決まり次第、委員の皆様にもご案内したい。ご意見等あれば、よろしく願いたい。
- 加賀会長 ○ 今、リーフレットのことと、11月26日月曜日に予定しているという、いじめの撲滅集会について、話があった。まずリーフレットについて。何年か分が参考資料ということで載っているが、今年のテーマみたいなものは何かあるか。
- 事務局 ○ 今後協議し決定したい。
- 加賀会長 ○ 今の時点で、委員の皆さんから今年はこのことをテーマにしてはどうだろうというようなことは何かあるか。
- 去年はSNSをテーマにしたが、中学校生徒会の生徒が、前回の総会で、そのことを中心に話し合っている。そこも含めて、また事務局の方で案も考えて頂きながら、また次回協力していきたいと思う。それからいじめの撲滅集会については、11月26日アリーナでということで、ネットいじめをテーマにしながら集会を進めるということなので、もしかしたら、リーフレットの方もやっぱり合わせた方がいいかもということになるかもしれない。委員の皆さんも、色々ご多用だと思うが、予定

に入れて頂ければと思う。

松浦委員

○ このリーフレットの内容は私も考えてないが、回りのお母さんから意見を聞いているので、伝えたい。配付の時期だが、ちょうど集中して文書が届く時期で正直見ていなかったとかそういう意見が結構聞かれて残念だと思った。もうちょっと子ども達が落ち着く時期を察して、配付したらいいのでは、という意見が出ていた。あと、この電話相談とか載っているが、聞かれたのは、メールで相談はできないのかなということ。メールでは受け付けているか。

事務局

○ メールは、窓口として持っていない。

松浦委員

○ 電話よりはメールの方が今のお母さんはまず一步踏み出しやすいみたいで、それこそ今日に向けて私も色々聞いてきた中で、小学生の男の子が自分は友達とは言ってるのだが、殴られたとか、眼鏡が壊れたとかっていう話があって。ただ、そのお母さん自身は話を大きくしたくないようで、話としては収まっているみたいなのだが、ちょっと気軽に相談できるようにしてほしいという意見がありました。以上です。

川合委員

○ ここにも載っているが、市でやっている「はこだて子どもほっとライン」、電話相談があるが、人権擁護委員は人権子ども相談という電話窓口とか直接法務局に来て面談で相談するのを日常的にやっており、人権擁護委員が相談している。で、重大事案に至る前の段階で何とか、子ども達と対面して救ってあげたい、解決してあげようという援助を、人権擁護委員はするのだが、その他、SOSミニレターも、今年度一学期初めに出したが、夏休み前に至るそういう学級での人間関係のトラブルそれに悩んだ子ども達からのミニレターで相談がかなりあった。それに本当に向き合って、寄り添いながら返答を、こうやって解決したらどうですかとか。近くの大人は絶対力になってくれるからってということで、アドバイスしていくのだが、それでも解決できなくて、何度も来る場合は、子どもには伝えませんが、学校には情報提供して連携しながら子どもをいかに助けていくかっていう方法を探っている。それで、人権擁護課の方にはメール相談もあるので、なかなかまだ知られていないんだなと、今、感じたのだが、気軽にメールでも相談して頂ければ。直接でなくてもいいし、電話相談でも受け付けているので。それで、全国的な動きを見ると、人権擁護委員協議会というものと生徒会協議会が結構コラボして、人権擁護委員会がこれにも入らせて頂いて、やはり、いじめの根底には人権意識が大事だということがあるので、人権意識の啓発という部分を人権擁護委員会がやらせて頂き、子ども達にも考えて頂いて、そしていじめの問題とか色々な問題を、子ども達で話し合ってもらおうという取り組みを行っている地域もある。ですから、将来的には、そういうことも、連携できればいいのかなという気がしていた。

寺本課長

○ リーフレットを通して子ども達に少しでも、たくさんのそういう窓口が伝わるということが、非常に大事なことだと思う。そういうことも、今、頂いた意見も協議しながら、今年度の作りを考えていければと思いつながらお伺いしていた。

川合委員

○ もう一つなのだが、人権擁護委員の方でもインターネットと人権ということで、人権教室を各学校に開催できますよということでPRをしている。学校の方は情報モラル教育としてスマホ安全教室、警察もやってくださるし、あるいは先生方もそういう情報教育の会があるので、その先生方に頼んでやってもらう場合もあるのだが、こちらにもそういう窓口があって、例えば、ドコモやauやソフトバンクとコラボして、ドコモさんでもそういう教育を一生懸命、今、やっている。そことドッキン

グして人権擁護委員は人権意識をしっかりとってスマホも使わなきゃだめだという部分に重点おいて、一緒に開催している。それも各学校、大いにご利用して頂ければと思っている。

- 加賀会長 ○ どちらにしても、可能であれば、リーフレットに子ども達に対しても、親に対してもこういう相談窓口ありますよと、紹介できると思うので、もしメールでもできますとあれば、選択肢が広がると思う。他、ございませんか。
- 伊藤繁委員 ○ でも、メールは難しいと思う。顔が見えないから。
- 加賀会長 ○ それでは、だいぶ時間も経過してきたので、その他に移りたいと思う。その他ということで、委員の皆様から今日は様々な具体の話があったが、そういったことも含めて何かあったら、挙手をお願いする。
- 干山委員 ○ 話が少し戻る。このネット3箇条をご覧になったと思うが、中学生版と小学生版があるが、何とか保護者版を作りたいと思う。ネットの利用については、保護者のルールがすごく重要だということが、この間の、旭川でのPTAの全道大会で出ていた。情報モラル教育のことを題材に挙げた分科会を私が担当したのだが、本当に「スマホばかりやってはだめよ」と、スマホやりながら親が言う、という、そういった親のルールというの、必ず作らなければならないし、見直さなければならないし、親も約束は守りましょうということが言われていた。正にそうだなという思ったので、何とかちょっと工夫して、保護者の3箇条というものを考えたいと思う。以上です。
- 加賀会長 ○ ぜひ、よろしくお願ひしたい。
- 干山委員 ○ ここで言ったからには、本当にやらなければ。
- 加賀会長 ○ 今回、子ども達が協議をしながら3箇条作ったが、今度は親が作るということで楽しみにしたい。その他の部分でございませんか。
- 寺本課長 ○ 私の説明の補足をしたいのだが、コミュニティ・スクールに関わって、資料で丁度いいものがありましたので、一分だけ時間をいただきたい。せっかくの機会だったので、今日の会の中でも、先程、加賀会長さんの方からも学校運営協議会というような言葉が出たが、私の先程の説明だと、どうしても小中連携とか、小中一貫という所が強く皆さんに伝わったかなと思ったので、あくまでも小学校単位だけでやってる学校・中学校単位だけでやってる学校・そして小中一緒にやっているなど、形は様々である。一番大事なのは資料にあるとおり、地域とともにある学校づくりということで、学校・保護者・地域住民等が力を合わせて学校運営に取り組み、地域とともにある学校へと転換を図る為の仕組みということで、後ほど詳しい動きについては資料をご覧頂ければと思ひので、先程の私の説明に足りない部分について補足させていただいた。
- 加賀会長 ○ 余計なことを一つ。地域とともにある学校づくりという言葉も、ちょっと学校の立場からの言葉だといえる。だから、本当に地域の方々も「おらが学校」というふうに思ってもらえるように皆で学校を作っていくという、そういうイメージをもっていたらだければ。
○ 貴重な資料ありがとうございました。その他ということで他にないか。もしなければ、事務局から。
- 事務局 ○ それでは、今後についてだが、第3回については、先程、指導課長からもお話した通り、部会ごと開催するという事も含めて今、検討し

ている段階である。できるだけ早く御案内したい。

- 第1回でご要望があったCAPのワークショップについて、実施することも含めて、今、検討しているので、少し案内を待って頂きたい。

加賀会長

- 本当に貴重なご意見，たくさん頂きましてありがとうございました。一回目の審議会の時に教育長からも，そして，私からも話したが，函館は平成18年でしたか，残念ながら大きな出来事があった町である，そのことを私達やはり，忘れてはならないと，私常々思っているのですが，今日は重大事態の対応について，具体的な所は次回ということになったが，今日皆さんから頂いた意見というのは，重大事態を万が一の時に，どうするかということを考える貴重な礎になるだろうと思う。また次回，大事な審議会になると思うので，よろしく願いしたい。

事務局

- 以上をもちまして，平成30年度第2回函館市いじめ防止対策審議会を終了する。

(以上)